

7 障 第 690 号
令和 8 年 2 月 17 日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

令和 7 年度における自己評価結果等公表に係る届出について (通知)

日ごろより本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。
さて、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 24 年厚生労働省令第 15 号) 第 26 条の規定により事業所において質の評価及び改
善の内容 (以下、「自己評価結果等」という。) を 1 年に 1 度以上公表することが義務付
けられています。

つきましては、令和 7 年度の自己評価結果等の公表の状況を次のとおり届け出ていた
だきますようお願いします。

1 届出が必要な事業所

指定障害児通所支援事業のうち次の事業を実施しているすべての事業所

- (1) 指定児童発達支援事業
- (2) 指定放課後等デイサービス事業
- (3) 保育所等訪問支援事業

2 提出期限

令和 8 年 3 月 23 日 (月) 【期限厳守】

3 提出書類

- (1) サービス共通
自己評価結果公表等状況報告書
- (2) 児童発達支援
 - ① 自己評価総括表 (公表)
 - ② 保護者評価集計シート (公表)
 - ③ 事業者用自己評価シート (公表)
- (3) 放課後等デイサービス
 - ① 自己評価総括表 (公表)
 - ② 保護者評価集計シート (公表)
 - ③ 事業者用自己評価シート (公表)

(4) 保育所等訪問支援

- ① 自己評価総括表（公表）
- ② 保護者評価集計シート（公表）
- ③ 訪問施設先評価集計シート（公表）
- ④ 事業者用自己評価シート（公表）

4 提出方法

電子メール（shogai Fukushi@city.iwaki.lg.jp）

※ メールの件名は次のとおりとしてください。

- ▶ 「（回答）自己評価結果等公表に係る届出について【事業所名】」

5 様式

次の市ホームページを参照してください。

- ▶ トップページ>健康・医療・福祉>福祉事業者向け情報
 - >障害福祉サービス事業者等向け>児童福祉法に基づく指定事業所について
 - >児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援における自己評価結果等の届出について

6 その他

- ▶ 自己評価結果等の公表や本市への届出が適切に実施されていない場合は、「自己評価結果等未公表減算」が適用されます。
- ▶ 令和7年度分を既に提出している事業所については、あらためて提出していただく必要はありません。

【事務担当】

いわき市保健福祉部障がい福祉課
事業係 事務主任 渡邊
TEL 22-7486 FAX 22-3183